

令和6年度自動車騒音実測業務委託に係る入札説明書

この入札説明書は、令和6年度自動車騒音実測業務委託について、静岡県環境衛生科学研究所が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らねばならない事項を定めるものとする。

1 競争入札に付する事項

別記のとおり（入札番号第33号）

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年4月1日告示第220号）第4に規定する建設業関連業務の委託に係る競争入札参加資格を有する計量証明事業者又は、競争入札に参加する者に必要な資格（昭和39年4月1日告示第220号）第2に規定する一般業務の委託に係る競争入札参加資格を有する計量証明事業者であること。
- (3) 本業務を行うに当たり、実音モニター機能付き騒音計（計量法（平成4年法律第51号）第71条で定める条件に合格し、かつ、別添仕様書で定める機能を有したもの）を有する者であること。
- (4) 自動車騒音実測業務について、過去5年以内に、自治体からの受託実績を有する者であること。
- (5) 静岡県の建設関連業務の委託又は一般業務委託に係る入札参加資格停止基準による入札参加停止期間の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (7) 次のア～キにいずれかに該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書案、設計書等を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該契約書案、設計書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書案、設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、電報、ファクスその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、入札金額の表示及び契約金の支払いは、日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時並びに執行場所は、別記2の(1)のとおりとする。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、様式第2号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、提出しなければならない。
 - ア 入札金額
 - イ 入札年月日
 - ウ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）
 - オ 入札参加者は、代理人に入札させるときは、様式第3号による委任状を持参させなければならない。
- (6) 入札者は、様式第2号による入札書を封書に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「令和6年10月30日開札（入札）〔令和6年度自動車騒音実測業務委託〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札金額は、令和6年度自動車騒音実測委託の総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札会場に入場することはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札会場に入場しようとする場合は、身分証明書を提示しなければならない。なお、代理人は入札関係職員に入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められた場合の他は、入札会場を退場することができない。
- (15) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (16) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札をする。

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の場合において公告等に示した競争入札参加者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印又は代理人が入札する場合の当該代理人の氏名及び押印のない入札書による入札
- (3) 入札金額の記載が不明瞭な入札書による入札
- (4) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一の事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (7) 同一の事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (8) 同一の事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (9) 入札者が開札までにその提示した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

6 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
ただし、再度の入札において落札者がいないときは、最後の入札において最低の価格を記載した業者と協議する場合がある。
- (5) 入札執行回数は2回を限度とする。
- (6) 落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおり

9 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、次により様式第1号による入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出先 郵便番号 426-0083
所在地 藤枝市谷稲葉232-1
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
電話番号 054-625-9121

イ 提出期限 令和6年10月18日（金）午後4時

ウ 提出書類

(7) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 静岡県の建設業関連業務又は一般業務委託に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(ロ) 計量証明事業登録証の写し

(ハ) 別添仕様書で定める機能を有する騒音計を有することを確認できる書類

(ニ) 自動車騒音実測業務について、過去5年以内に自治体からの受託実績を有することを確認できる書類（契約書写し等）

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和6年10月24日までに通知する。

10 その他

(1) 契約書案及び入札に関する質疑、確認等は、様式第4号質問票により令和6年10月18日までにファックス又は電子メールで行うこと。なお、電話による照会には応じない。

照会先 ファックス送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 054-625-9142

電子メール送信先 静岡県環境衛生科学研究所総務企画課 kanki@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者又は入札執行者から業務の履行について説明を求められた場合は、それに応ずる義務を負うものとする。なお、説明義務を履行しない者の入札書は入札の対象としない。

(4) 本業務委託の入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度自動車騒音実測業務委託
- (2) 業務概要 自動車騒音の実測調査業務
- (3) 業務期間 契約日から令和7年2月5日まで
- (4) 契約締結日 落札日から起算して7日以内

2 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時並びに執行場所

日 時 令和6年10月30日 午前10時00分
場 所 静岡県環境衛生科学研究所 4階 会議室

(2) 本業務委託に関するの照会先

郵便番号 426-0083
所在地 藤枝市谷稲葉232-1
機関名 静岡県環境衛生科学研究所 総務企画課
電話番号 054-625-9121

入札参加資格確認申請書

令和6年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、関係書類一式を添えて申請します。

なお、入札説明書2(1)、(5)から(7)の条件に該当する者でないこと、入札説明書2(2)から(4)を満たす者であることを誓約します。

記

- 1 公告日 令和6年10月11日
- 2 契約名称 令和6年度自動車騒音実測業務委託

様式第2号（用紙日本産業規格A4縦型）

入 札 書

入札番号 第33号

件 名 令和6年度自動車騒音実測業務委託

上記の委託について、「令和6年度自動車騒音実測業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札いたします。

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(税抜き)

(内訳)

令和6年10月30日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

入 札 者	住 所	
	商号又は名称	
	氏 名	印
	代 理 人	
	氏 名	印

入 札 書 記載例

入札番号 第33号

件 名 令和6年度自動車騒音実測業務委託

上記の委託について、「令和6年度自動車騒音実測業務委託に係る入札説明書」を承諾の上、入札いたします。

¥マークを記入	入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥								

(税抜き)

(内訳)

令和6年10月30日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

		委任の場合、押印は不要です
入札者	住所	静岡市〇〇区〇〇町1-2-3
	商号又は名称	株式会社 静岡
	氏名	代表取締役 駿河 一郎 印
	代理人	
	氏名	静岡 太郎 印

※委任の場合は、代理人の記名と押印が必要です

委任状

私は、 _____

代理人の印

 を代理人と定め、下記事項を処理する
一切の権限を委任します。

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における
令和6年度自動車騒音実測業務委託の入札について

委任期日 令和6年10月30日

令和6年10月30日

住 所

(委任者) 商号又は名称

氏 名

印

委任状 記載例

私は、静岡太郎
一切の権限を委任します。



を代理人と定め、下記事項を処理する

記

委任事項 静岡県環境衛生科学研究所 における

令和6年度自動車騒音実測業務委託の入札について

委任期日 令和6年10月30日

令和6年10月30日

住 所	静岡市○○区○○町1-2-3
(委任者) 商号又は名称	株式会社 静岡
氏 名	代表取締役 駿河 一郎 印

様式第4号

質問票

令和6年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

業者名 印

業務名 令和6年度自動車騒音実測業務委託

表 題	
質問事項	

*質問はできるだけ簡潔に記載すること。
質問一つにつき、上記様式一つを使用すること。

令和6年度 自動車騒音実測業務委託契約書

静岡県環境衛生科学研究所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和6年度 自動車交通騒音実測業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日から令和7年2月5日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

（支払方法）

第4条 乙は、委託業務終了後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の一時中止又は変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(業務着手届及び工程表)

第9条 乙は、この契約の締結後10日以内に仕様書に定める着手届及び工程表を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第10条 乙は業務遂行上、異常を認めた時、速やかに甲に報告するものとする。甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(業務報告書等の提出)

第11条 乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に定める業務報告書及び業務完了届を委託業務が終了した日から10日以内あるいは令和7年2月5日のいずれか早い期日までに甲に提出しなければならない。

(成果品の欠陥に係る修補義務)

第12条 成果品に欠陥があった場合、仕様書で定めるとおり速やかに修補しなければならない。

(委託費の処理)

第13条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

(守秘義務)

第14条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

第15条 委託業務で得た全ての成果品及び委託業務に伴い作成された記録等（野帳その他の書類を含む。）の権利は、甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく第三者に貸与及び公表してはならない。

(合意管轄)

第16条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第17条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

(甲) 静岡県藤枝市谷稲葉 232 番地の 1
静岡県環境衛生科学研究所
所長 横井 志伸

(乙)

令和6年度自動車騒音実測業務仕様書

I 一般事項

1 目的

本業務は、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、静岡県内における主要幹線道路を対象に自動車騒音の状況把握を目的として実施し、得られた調査結果は面的評価に利用する。

2 履行期限

契約締結日から令和7年2月5日まで

3 業務内容

受注者（以下「乙」という。）は、静岡県環境衛生研究所（以下「甲」という。）の指示に基づき、特記事項の内容を行う。

4 準拠する法令等

本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）
- (4) 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日付け環大水自発第110914001号）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月環境省）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月環境省）
- (7) 面的評価支援システム評価マニュアル（最新版）
- (8) その他関係法令等

5 主任技術者

乙は、本委託業務における主任技術者を定め、甲へ届け出るものとする。

乙の主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

6 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当たって、甲に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届（様式1）
- (2) 主任技術者届（様式2）
- (3) 工程表（様式3）
- (4) 業務完了届（様式4）
- (5) その他甲が必要と認めた書類

7 打ち合わせ等

業務を適性かつ円滑に実施するため、乙の主任技術者と甲の担当者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、相互に確認しなければならない。

また、乙の主任技術者は、仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は速やかに甲と協議し、業務の円滑な実施に努めなければならない。

8 関係官庁への手続等

乙は、業務の実施にあたり、甲が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。

乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ遅滞なく甲に届け出なければならない。

9 土地への立ち入り

乙は、業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い業務が円滑に行われるように努めなければならない。

また、乙が本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等の除去、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、本業務の概要を説明し、所有者又は管理者の承諾を得るようにするものとする。この場合、乙は立ち入りに関する一切の責任を負うものとする。

10 成果品の提出

(1) 乙は、本業務が完了したときは、この仕様書に示す成果品を早急に提出し、甲の検査を受けるものとする。

(2) 乙は、甲の指示する期日に、騒音等調査及び道路横断面調査の成果品を中間報告として部分引き渡しを行うものとする。期日については別途協議の上定める。

11 検査

(1) 乙は、業務完了報告書を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備をすべて完了し、甲に提出していなければならない。

(2) 乙は、甲の立会いの下に、以下の検査を受けるものとする。

- ・ 成果品の検査
- ・ 業務等管理状況の検査

成果品等に欠陥が発見された場合、乙は、速やかに修補を行わなければならない。

12 契約変更

甲は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 甲と乙が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

13 一時中止

次の各号に該当する場合において、甲は、乙に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当または不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

14 守秘義務

乙は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。

15 その他

調査等に当たっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。

II 特記事項

1 業務概要

本業務は、静岡県内（市を除く）を通過する主要幹線道路のうち、実施計画にて定められた評価対象路線のうち、甲が設定する12地点について、自動車騒音・交通量等を測定する。

2 調査内容

(1) 騒音等調査

下表の対象路線の内、設定した12地点について、甲と協議の上、自動車騒音・交通量等を測定する。騒音等調査地点の選定にあつては、下表「●」で示した評価区間毎に甲が別途提示する候補地点の中から乙は面的評価を行う上で適切と思われる地点とその背後地を選定するものとする。

測定方法、除外音の処理方法については事前に甲の承認を得た上、調査を実施するものとする。また、歩道上での測定など道路使用許可が必要な場合、民地借用における謝礼などは、乙の責任において実施すること。

表 調査地点

	町名	路線番号	路線名	調査単位 区間番号	区間延長 (km)	騒音等 調査
本年度の 評価対象 路線	清水町	1	一般国道1号	10040	2.2	●
	長泉町*	1	一般国道1号	10040*	0.5	-
	清水町	139	原木沼津線	60510	2.7	●
	清水町	139	原木沼津線	60530	0.2	-
	清水町	139	原木沼津線	60535	0.7	-
	清水町	141	清水函南停車場線	60570	1.0	●
	清水町	144	下土狩徳倉沼津港線	60610	2.6	●
	清水町	144	下土狩徳倉沼津港線	60620	0.4	-
	清水町	144	下土狩徳倉沼津港線	60630	1.0	●
	清水町	145	沼津三島線	60645	0.9	●
	清水町	145	沼津三島線	60650	1.1	●
	清水町	380	富士清水線	62565	0.7	●
	小山町	1010	東名高速道路	10	8.1	●
	小山町	138	一般国道138号(東富士五湖道)	12090	4.2	-
	小山町	138	一般国道138号	20010	5.8	●
	小山町	246	一般国道246号	30010	7.4	-
	小山町	246	一般国道246号	30020	1.4	●
	小山町	394	沼津小山線	62680	1.5	-
	小山町	394	沼津小山線	62690	6.3	●
	合計					48.7

注) 調査単位区間番号は令和3年度道路交通センサスにおける番号を示す。

※長泉町の一般国道1号(調査単位区間番号10040)延長0.5kmについては、既存の平成27年度道路交通センサス情報により評価するものとし、騒音発生強度の把握の方法は、清水町の同路線からの、「他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法」とする。

(2) 道路横断面調査

本年度の評価対象路線のうち、騒音等調査を実施した位置において、道路横断面情報を現地計測若しくは既存資料により調査し、整理する。

道路横断面は「面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）道路横断面図作成編」を十分理解し、作業すること。

(3) 調査方法

ア 騒音測定

(ア) 道路近傍騒音レベル

当該道路の近傍に、実音モニター機能付き騒音計（計量法（平成4年法律第51号）第71条で定める条件に合格したもので、騒音レベルの演算と同時に補助的に録音する機能を有するもの）を設置して24観測時間（LAeq、10min）について測定する。

データの集計は、「評価マニュアル」に準じ、実音モニターで補助的に記録された音、最大値等を参考に、対象道路以外の影響を受け、かつ結果に影響を与えると判断されたものを除外し（以下「除外音」という。）、実施する。

測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル（LAeq、16h）
- －夜間等価騒音レベル（LAeq、8h）
- －時間率騒音レベル（LA5/LA10/LA50/LA90/LA95）
- －最大値（LAm_{ax}）

なお、除外音については、様式5により報告すること。

(イ) 背後地騒音レベル

「評価マニュアル」及び「常時監視マニュアル」に準じ、当該道路の背後地騒音測定位置（道路端から概ね15～50m程度離れた道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所）を選定し、道路近傍騒音の測定と同期して昼間・夜間の基準時間帯のうち各2観測時間で、実測時間10分以上（特定騒音を除外した有効測定時間10分とする。）の騒音測定を実施する。なお、測定時間中は測定員が常駐して除外すべき音の発生の有無を監視すること。

測定する項目は以下のとおり。

- －昼間等価騒音レベル（LAeq、1h）
- －夜間等価騒音レベル（LAeq、1h）
- －時間率騒音レベル（LA5/LA10/LA50/LA90/LA95）
- －最大値（LAm_{ax}）

なお、観測時間については、昼間及び夜間1回目と2回目は2時間以上、昼間と夜間の観測時間帯の場合は4時間以上間隔を設けることとする。

イ 交通量・平均走行速度測定

観測時間については、昼間及び夜間1回目と2回目は2時間以上、昼間と夜間の観測時間帯の場合は4時間以上間隔を設けることとする。また、測定対象が規定数得られるよう適宜観測時間帯を調整すること。

(ア) 交通量測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、道路近傍騒音と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間（実測時間10分）測定する。

測定する項目は以下のとおり。

－昼間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

－夜間交通量（上下別・車種別（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車））

(イ) 平均走行速度測定

騒音測定と同一地点（道路近傍）において、道路近傍騒音と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2観測時間測定する。

測定する項目は以下のとおり。

－昼間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））

－夜間平均走行速度（上下別・車種別（大型車、小型車））

ウ データのとりまとめ

自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。

3 報告書作成

(1) 騒音等調査報告書

自動車騒音等の現地調査結果を取りまとめた報告書を作成する。

調査方法、調査結果、調査地点・背後地騒音測定位置の詳細図および調査状況写真を記載すること。

(2) 自動車騒音常時監視結果報告

自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）に基づき、常時監視フォーマット（環境省報告様式2-1、2-2、2-3）を作成する。

(3) 道路横断面調査報告

騒音等調査を実施した位置の道路横断情報に基づいて道路横断面図を作成し、横断面に道路種別・道路構造等のほか、次の道路情報を記載すること。

- ・横断図は上下方向を記載し、左側が下り（道路交通センサス区間の起点に向かう方が上り）になるようにする。
- ・「歩道」、「側道」、「植樹帯」、「路肩」、「車道幅員」（車線ごとに）、「中央帯（分離帯と側帯を合わせた幅員）」、「マイクロホンの設置位置」、「道路敷地境界からの距離」について、それぞれの幅員、距離、高さ等を記載する（メートル単位で小数第1位まで）。
- ・路面と各項目（高架・斜面等）で高低差がある場合、その高さを記載する（メートル単位で小数第1位まで）。
- ・遮音壁（低層を含む）が設置されている場合は、その位置（車道端からの距離が判別できるものとする）と高さを記載する。
- ・高架道路などの併設道路がある場合、上り・下り両側の道路敷地境界位置から高架の高覧位置までの水平距離を記載する。

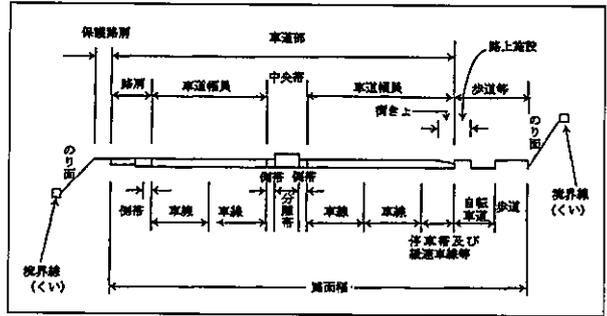


図 道路横断面の構成例

4 成果品

成果品は以下のとおりとする。

名 称	サイズ	部数	備 考
I 報告書	CD-R 等	一式	
1 騒音等調査報告書	A 4 紙	1 部	簡易製本
2 自動車騒音常時監視結果報告	〃	1 部	自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる
・環境省報告様式 2-1	〃		
・環境省報告様式 2-2	〃		
・環境省報告様式 2-3	〃		
3 道路横断面調査報告	〃	1 部	
4 様式 5	〃	1 部	
II 環境省報告		一式	
1 騒音等調査報告書	CD-R 等		自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる
2 自動車騒音常時監視結果報告	〃		
・環境省報告様式 2-1	〃		
・環境省報告様式 2-2	〃		
・環境省報告様式 2-3	〃		
3 道路横断面調査報告	〃		

※ 成果品については、CD-R 等の電子媒体により提出し、さらに「I 報告書」については、紙媒体により 1 部提出すること。

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

(請負者)
住所
氏名
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり着手したので届け出ます。

記

業 務 名	
業 務 場 所	
期 間	
契 約 金 額	
契約締結年月日	
着 手 年 月 日	
備考	

主任技術者届

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

(請負者)

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり主任技術者をおきましたので届け出ます。

業 務 名		
業 務 場 所		
技術 者・現場 代理人	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
主任技術者の権限		
主任技術者の職位		
経 歴		

工 程 表

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

(請負者)

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

下記のとおり実施したいので、業務工程表を提出します。

記

1 委託業務の名称

2 履 行 期 間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

項目	令和 年				令和 年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月

3 特記事項 (測定方法及び除外音の処理方法について※)

※ 記載事項が多い場合は別紙とすること。

様式 4

業 務 完 了 届

- 1 委託業務の名称
- 2 業務委託料 円 _____
- 3 契約年月日 令和 年 月 日
- 4 履行期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日
- 5 完了年月日 令和 年 月 日

上記のとおり完了したので、届け出ます。

令和 年 月 日

静岡県環境衛生科学研究所長 様

(請負者)

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者氏名)

